

令和7年度 第1回
燕市国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和 7 年度 第 1 回 燕市国民健康保険運営協議会 会議録（要旨）

1. 日 時：令和 7 年 8 月 28 日（木） 午後 1 時 27 分～午後 3 時 01 分
2. 場 所：燕市役所 3 階 会議室 301
3. 次 第：
 - (1) 開会
 - (2) 会長あいさつ
 - (3) 議事録署名委員の選任（古川委員）
 - (4) 議題
 - ①令和 6 年度燕市国民健康保険特別会計決算について
 - ②令和 7 年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
 - ③その他
4. 出席委員：被保険者代表：戸成委員、茂岱委員、古川委員
保険医・保険薬剤師代表：岩崎委員、井手口委員、加藤委員
公益代表：本多委員、佐々木委員、阿部委員、宮路委員
被用者保険等保険者代表：諸橋委員、登坂委員
5. 欠席委員：被保険者代表：赤坂委員
保険医・保険薬剤師代表：遠藤委員
被用者保険等保険者代表：坂井委員
6. 事 務 局：本間副部長
収納課：北村課長 税務課：高橋課長、平松課長補佐
健康づくり課：篠田課長 長寿福祉課：梅田課長
保険年金課：岡田課長、涌井課長補佐、渡辺係長、諸橋主任、佐藤主事
7. 報道機関：なし
8. 傍 聴 者：なし

次第 1 開会

事務局

本日はご多用のところご参集いただき誠にありがとうございます。
進行役を務めさせていただきます、健康福祉部保険年金課の岡田です。
よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にてご案内させていただきます。

それでは、定刻になりましたので、ただ今より、「燕市国民健康保険運営協議会」を始めさせていただきます。

次第を進める前に、新しい委員が就任されましたので、ご紹介させていただきます。

このたび、被用者保険等保険者代表である地方職員共済組合新潟県支部の北村映子様が人事異動に伴い退任されましたので、その後任については、地方職員共済組合新潟県支部のご推薦により、給付係長でおられます諸橋敦子様に委員の委嘱をさせていただきました。

委嘱日については、令和 7 年 4 月 1 日付けで、任期は、前任者の残任期間となるため、令和 9 年 7 月 31 日までとなります。よろしくお願いいたします。

また、今年度の事務局の体制ですが、4 月 1 日付けの人事異動につきましては、課長級以上の変更は私のみとなりますので、この場をお借りし、改めまして自己紹介させていただきます。

保険年金課 課長の岡田です。本年 4 月から前任の近藤に代わり保険年金課の方にまいりました。よろしくお願いいたします。

次に、本日の出席状況についてご報告いたします。

被保険者代表の「赤坂委員」、保険医・保険薬剤師代表の「遠藤委員」、被用者保険等保険者代表の「坂井委員」から、あらかじめ欠席の連絡がありましたので、お知らせいたします。

本日の出席委員は総委員数の半数以上であり、国保運営協議会規則第 3 条により会議は成立となります。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

本日の協議会の終了は、3 時を目途にしておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

最初に次第の 2、会長あいさつでございます。

阿部会長からごあいさつをお願いいたします。

(阿部会長 あいさつ)

事務局

阿部会長ありがとうございました。

次に、協議会および議事録の取扱いにつきましては、本協議会は公開を原則とさせていただきます。

なお、議事録の公開につきましては、委員発言の個人名は公表いたしませんので、よろしくお願いいたします。

次に、次第の3、議事録署名委員の選任についてですが、ここからは、議事の進行を阿部会長からお願いいたします。

会長

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

次第の3、「議事録署名委員の選任」であります、会長指名とさせていただきたいと思いますが、異議はございませんか。

(委員、異議なしの声)

会長

ありがとうございます。

異議なしと認め、議事録署名委員に古川委員を指名いたします。

古川委員お願いいたします。

次に、次第の4、の議題に入ります。

議題の①令和6年度燕市国民健康保険特別会計決算について、事務局より説明願います。

<令和6年度燕市国民健康保険特別会計決算について説明>

会長

全部説明してからの質問では長くなりますので、1ページ～3ページで区切って質問を受けるようにしたいと思います。

では、2ページ3ページで質問はありますでしょうか。

委員

歳入の保険税について、①の資料で調定額収入済額欠損額なのですが、新聞に燕市は非常に評価されて市県民税が、表彰されたと目にしました。そこで保険税の収納率は、単純に割り返すと86.3%、これはどうでしょうか。

事務局

令和6年度全体の収納率でございますが、86.3%でございます。

委員

次にこの不納欠損額、収入未済額という数字がありました。欠損額は、2.8%。

収入未済額が10.9%となっておりますが、回収、解消のための対策は、督促だけなのかどうかお聞かせいただけますか。

事務局

納期限に入らなかった税金については、まず、督促状を発送します。

それでも納入のない方には催告書を発送します。

さらに納入のない方については、差押予告書を送りつつ財産調査をし、差押えを行います。

催告書や差押予告をうけて、納入できませんと納税相談に来られる方については、分納相談にのっております。

また不納欠損額につきましては、前年度より約 1,600 万円増えていますが、これは財産調査をした結果、財産がなくて納められないといった方や、収入が少ないという方につきまして、執行停止をした上で、不納欠損へすすんだためです。

収入未済額は、前年度に比べ約 6,000 万円減少しています。

委員

最終的には納められないと、不納欠損となって終了となるのでしょうか。

事務局

そうなります。

委員

その不納欠損額の 2.8%が多いのか少ないのかどうなのでしょう。

事務局

収納課としましては、本日の新聞にも掲載されましたけど、収納率向上が目標ですので、収入未済を少なくするように努めていきたいと考えます。

委員

はい、ありがとうございます。

会長

よろしいでしょうか。

では次の方どうぞ。

委員

3 ページのほう、左側の下のほうにあります、県支出金、特別交付金、これが 3,000 万ほど増加した内訳を教えてください。

事務局

特別交付金は特別事情がある場合に交付されるもので、例えば保健事業の取組や制度改正に伴う対応などが対象となります。

今回 3,000 万円ほど増額になった理由ですが、令和 5 年度に標準化へ向けた大きなシステム改修がありました。

歳出としては令和 5 年度に執行しておりますが、翌年度の令和 6 年度に国からの交付金が交付されたため、この部分で 3,000 万円ほどが増額になりました。

委員

システム改修費ですね。分かりました。

会長

3 ページよろしいですか。では、次ページをお願いします。

<令和6年度燕市国民健康保険特別会計決算について説明>

会長

説明が終わりました。

全体を通してのご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

委員

資料の10 ページ、骨折・骨粗しょう症重症化予防事業で遠隔、オンライン面談を行っているようですが、どのように行うのか説明いただきたい。

事務局

過去の診療内容から骨粗鬆症の該当者の方等を抽出し、まず手紙を送ります。

オンライン面談を受けていただける方へは、業者よりタブレットパソコンを送ります。

タブレットパソコンでのオンライン面談や自分の携帯端末を用いてテレビ電話を行います。

委員

ありがとうございました。

委員

8 ページ、残薬対策としてバックを配布して、余った薬を調剤薬局へ持っていくという内容です。私は、ある薬局に余った薬を持って行きましたが、「これは受け取れません。自分で処分してください。」と対応されました。

単純に案内を読むと薬局で残薬を受け取って、またそれを使う仕組みと思ったのですが違うのでしょうか。

会長

保健医・保健薬剤師代表の方でしょうか。

委員

あくまでも推察になりますが、お薬の包装が破損している、経年劣化している場合は、安全性が担保されないために処分しなければいけないケースもあります。

今回の場合は、使えない薬と薬局の方が判断されたのではないのでしょうか。

委員

この事業は薬が余って、薬局へ持って行くと再利用するのですよね。

委員

基本的にはそうです。

委員

マイナ保険証やお薬手帳で確認すると、前回は 60 日分や 30 日分処方されたと分かります。ただ、マイナ保険証で受診した場合、直近 1 か月は確認できないですが、主治医としては、どの薬が何日分出ていて、残っているのが何日分かを見て処方します。

薬局だけでは、残薬調整を対応できないと思います。

委員

主治医の先生に、薬が残っていた話はしませんでした。

委員

主治医に残薬があることを言っていただくと、処方のときに調整してもらえenと思います。

委員

誤解があるといけないので、薬局の方へお聞きします。

医師が処方して、例えば 30 日分余って、今回 60 日分の薬を出すか、残薬 30 日分とあわせて調整しましょうというニュアンスだと思っています。

新品で劣化してなくても残薬を薬局が受け取ることはないでしょう。

そういう認識でよいですね。

委員

おっしゃるとおりです。

委員

主治医の先生へ残薬が余っていることをお伝えして調整するということですね。

分かりました。

会長

よろしいでしょうか。

事務局

燕市国保会計について決算説明しましたが、今後の国保会計の見通しについて、口頭で補足いたします。

燕市国保会計につきましては、形式収支上では歳入が歳出を上回っている黒字の状態となっております。

ですがこの形式収支から、基金積立の取崩しなどの加減を加味した単年度の実質収支を出しますと、令和 6 年度決算見込も含め、実は令和 4 年度以降、毎年度、赤字が継続している状況です。

財政調整基金を取崩しながら、収支の実質的な均衡を図っているところです。

燕市国保としては、今後の医療費の上昇、県に納める納付金の上昇に対しまして、基金を取崩して繰入れをすることで、国保税の増加、被保険者の負担を抑えながら、可能な限り国保税の引上げを先送りしたいと考えております。

この方針は、これまでどおりで変更ありません。

国保税率の引上げに関しては、今から1年前の令和5年度決算時点での収支の見通しでは、令和9年度に必要なのではと見込んでおりました。

今回、令和6年度の最新の決算見込状況から、再度、収支見通しを立て検証したところ、税率の引上げは、もう1年先送り出来そうで令和10年度税率改定と考えております。

したがって、令和10年度の改定ということであれば、協議会の委員の皆様には令和9年度に、税率改定の案をお諮りさせていただきたく思っております。

国民健康保険財政を取り巻く状況は、今後も医療費の上昇傾向が続いていくと思われますし、年金制度改革による被用者保険の拡大などにより、被保険者の減少が続いていくと予想されます。

これによって、国保の財政基盤が不安定となっていくことに加え、国民健康保険料率の県内統一に向けた動きというのも、今後加速され、厳しさが増していくと考えております。

市としても、毎年度の決算状況から、今後の見通しを適宜修正し、適切な事業運営、財政運営に努めていきたいと考えております。

会長

口頭での補足説明がありましたが、全体をとおして質問はありませんか。

委員

5ページ、保険給付費について、令和6年度は1人当たりの給付費が増加していますが、医療費の総額は減少している。

1人当たりの医療費が増えたということは、何が主な要因なのでしょう。

事務局

医療費の減少につきましては、被保険者数が減少しております。

対して1人当たりの給付費は、割りかえした後の金額ですのでこちらは上昇しています。

1人当たりの医療費で見れば医療費も上昇している状況です。

委員

分かりました。

令和6年度で保健事業費は全体で、占める割合は1.2%ですね。昨年度は1.3%。

昨年度、特定健康診査等実施計画の見直しをして、新たにスタートされたと思います。

保健事業費をもう少し上積みしていいと思います。

他市町村と比べると比率については、どう理解すべきかお願いします。

事務局

保健事業費の予算に占める構成の割合を他市町村と比較することは、現状、市町村において国から義務的に行わなければいけない事業のほかに独自で行っている事業もありますので難しいとこ

ろです。

比較になりますが、給付費は純粋に医療費の上昇によって、被保険者数は減ってはいますが、被保険者数の減少ほど、医療費は減っていない状況です。

一方で保健事業費は、健診関係などは、被保険者数の減少の影響を受ける形で、減となっています。予算全体でみると給付費と比べて、保健事業の予算の割合は小さいですが、予算全体が被保険者数の減少で小さくなっている中での現状の構成比率になっています。

委員

被保険者の減少も踏まえ、保健事業の内訳を見ると約3割が人間ドックの費用に充当されていますよね。

あと7割が健康増進、予防などの部分になると思うのですが。

人間ドックを受ければ、早期発見になり予防につながるのではないのでしょうか。

保健事業への手当が少ないのではないかと。

事務局

保健事業内容の充実という点、先ほど財政状況についてもお話ししました。

新しい事業を行うには、財源的な課題がありまして、国や県から特定財源などの補助が見込めない部分は、保険料財源等を使わなければならないという事情もあり、保健事業を新しく追加するのは難しいところです。

適宜、既存事業の見直しを行い、より良いほうへ充実することが、現状の方向かと考えております。

ただ、それを行うにしても、純粋の保険料財源だけで行うというのは、難しい状況ですので、国や県などが財源をつけて推奨するものを、活用していくように考えております。

委員

お話よく分かります。

国保運営協議会委員という立場ですので、今後の保健行政、健康保険行政を充実してほしいと思っています。

財源の話もありますが、一般会計から繰入れをしても間違いではないと思います。

ありがとうございました。

会長

他にご質問ご意見ありますか。

無いようですので、議題の①令和6年度燕市国民健康保険特別会計決算については、ご了承いただきたいと思いますよろしくお願いします。

(委員、異議なしの声)

会長

無いようですので、ご了承ということでさせていただきます。

次に、議題の②令和7年度燕市国民健康保険特別会計補正予算第1号について、事務局より説明願います。

＜令和7年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明＞

会長

説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

委員

燕市は保険料ではなく保険税ですし、社会保険とは違い国保加入者は高齢者と低所得者が多いので、増税というふうに受け取られると思います。

保険料水準の統一いわゆるアルファ＝0にした保険税、または保険料について、燕市はリサーチしているのか質問です。

事務局

アルファのお話ですが、最終的に国は保険料水準を統一する予定で、これは新潟県内全ての市町村で同じ保険料、保険税の算定方式で、同じ率を使うということです。

県内同じ保険税になることが目標なのですが、現在のところ、各市町村の事情によりばらばらになっております。

令和9年度から12年度にかけて段階的に0に近づけるという話は、新潟県で進んでいますが、来年から始まるこの子ども・子育て支援金には間に合わないと推察されます。

まず市では、燕市の納付金にぴったり合う料率はこれぐらいですとの試算は、事務局で検討させていただいて、お示ししたいと考えております。

委員

はい、ありがとうございました。

会長

他にどうでしょうか。

委員

子ども・子育て支援制度ですが、国保税と一緒にというのは、国から示されているのですが、素人考えですが、別枠で例えば市県税と一緒にするとかはどう思われますか。

事務局

国のホームページに書いてありますけれども、社会保険制度というのは社会全体で、お互いを助け合うという制度となっています。

この子ども・子育て支援金についても、全世代が子育てをする子どもとご家族を支えるというのが、この医療保険と同じ考えなのであわせてお願いをしたいと国会で議論をされて決まったということです。

委員

みんな国保税と一緒にというのはどうかと思ひましてね。

委員

資料1の②の中の基金の状況ですが、基金残高は現在7億円ありますが、前回の運営協議会での話では、取崩してあと2年間もつのではないかとの話があったと思います。

一番冒頭の話ではないですけど、収納率や不納欠損、基金残高に対して、燕市としてはどういふお考えを持っているのかお聞かせください。

事務局

基金の関係につきましては、現状、実質収支では不足している分を基金から繰入れしております。

子ども・子育て支援金関係では、今のところ市では最初から基金を充てる考えは持っておりません。

あくまで新しい制度ですので、県が示した納付額に応じた適切な率を設定し賦課、徴収を行い、結果として県へ支払う事業費納付金に不足額が生じた場合そのときは、基金条例の趣旨からしても基金からの繰入れできる設定となっております。

ただ、あくまでやむを得ない場合と解釈していますので、次の税率改定時などを加味し、基金の中で子ども・子育て支援金分を適正に管理する形で運営していく必要があると思っております。

会長

他にありませんか。

委員

子ども・子育て支援金は、健康福祉部の所管になるのですか。

事務局

充当される事業は子育て応援課、こども未来課といった子ども政策を担当する課が、主な所管になると思います。

支援金自体は、一旦医療保険者から拠出金として国へ納め、国が集めたお金を別会計のほうに分配する流れになると思います。

会長

燕市民から徴収したお金が、燕市民へ使われるわけでないのですね。

国へ納めて、国がいろいろな施策に使うということですね。

燕市で集めた支援金が反映されるわけではないのですね。

事務局

この仕組みに似ているものが、後期高齢者支援金とっております。

一旦、支援金を医療保険者から集め、それを後期高齢医療へ配分しています。

子ども・子育て支援金は、使う目的が医療ではなく子育て制度へととなります。

会長

市は国から言われると、やらないわけにはいかないので肅々と進めるのでしょう。

ですが、市民感情としては国民健康保険からお金を徴収されて、子どものために使うということに疑問を抱く人もいます。

支援金を徴収する説明のとき、燕市はこういった子育て支援をしていますとPRが必要ではないでしょうか。

事務局

この子ども・子育て支援金で集めたお金というのは、燕市独自の子育て制度に使えるというわけではありません。

あくまで国が定めた制度で使われるということで児童手当や、就学支援金など全国共通制度の財源に使われる扱いとなります。

会長

それは分かっているのですが、燕市はそれ以外でも子育てや支援に重点をおいてやっていると言わないと、納得してもらえないのではという話です。

事務局

それにつきましては、「子育てするなら燕市」と、効果的な周知を努めてまいりたいと思っております。

会長

文書を出すときは、市民目線に立った分かりやすい文書をお願いします。

委員

要望です。

健康保険組合や協会けんぽ、共済組合に加入している事業主負担がある保険の人たちは、国民健康保険加入者が国保税などの負担に耐えられない人が多いことに、余り理解がないと思います。

被保険者の代表意見として、負担割合が少しでも有利になるように、意見をあげてほしいというお願いです。

会長

それでは、次第の②、令和7年度燕市国民健康保険特別会計補正予算第1号については、よろしいでしょうか。

(委員、異議なしの声)

会長

ありがとうございました。

議題の③その他について事務局、説明をお願いします。

<国民健康保険 脳ドック補助事業の検討について説明>

会長

丁寧な報告と思います。
ご意見ございましたら。

委員

人間ドックは決算を見ると 2,400 万円くらいですが、何人くらい受けていますか。

事務局

はい、1,300 人くらいです。

委員

燕市の場合は、脳の病気が県内でも悪い方から 3 番以内に入っている。
脳ドック補助の要望というのは燕市民の方から上がっていませんか。

事務局

一部そういったお話というのは、あると聞いております。

委員

人間ドックか脳ドックを受けるかを希望制にしてはどうかと、以前申し上げたがそれはできないのでしょうか。

事務局

人間ドック場合は、特定健診とみなすことができます。
特定健診は、保険者に課せられている義務的なものですので、まず特定健診を受けてもらいたいのです。
脳ドックは、オプション的な選択肢という位置づけになってしまいます。

委員

特定健診は義務的であるから、脳ドックの補助金はそうではないのでネックになっているということでしょうか。

事務局

財源的な面も含め、まずは特定健診となります。

委員

ありがとうございました。

会長

このように何か要望を出して調べていただくというのは、よいのではないのでしょうか。

よろしいですか。

本日の議題につきましては、全て終了させていただいてよろしいでしょうか。

皆さんご協力ありがとうございました。

事務局

会長、議事の進行、大変ありがとうございました。

最後に健康福祉部 本間副部長より一言ご挨拶申し上げます。

(本間副部長 あいさつ)

事務局

それでは、これにて、本日の国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆さまには、長時間にわたり、ご審議をいただきありがとうございました。

大変お疲れさまでございました。

(閉会：午後 3 時 01 分)